


在宅福祉サービス事業

	対象者	サービス内容
居宅介護支援事業 (予防も含む)	☆介護保険法に基づく 要介護・要支援認定を 受けている方 	☆ケアマネジャーが相談に応じ、介護保険の代理申請 等を実施 ☆自宅へ訪問して課題を分析し、必要なサービスを提 案、連絡調整 ☆居宅サービス計画の作成・変更・更新、利用状況の 把握
通所介護事業 (予防も含む)		☆生活指導(相談援助等) ☆介護サービス(移動や排泄介助、見守り) ☆健康状態の確認 ☆送迎 ☆入浴 ☆食事等
通所型サービス A型事業	☆要支援者及び事業対象者と 判定された方	☆個別サービス計画の作成 ☆送迎、食事、運動、健康チェック、レクリエーション等 ☆自力で困難な行為
なごみデイサービス	☆介護保険法では利用できない サービスを希望する方	☆送迎、入浴、食事、健康チェック、レクリエーション ☆介護サービス(移動、排泄、見守り等)
ほのぼの ヘルプサービス	☆介護保険法に該当しない 一時的に困っている方 ☆介護保険法では利用できない サービスを希望する方	☆身体介護(食事、外出、排泄、入浴、清拭、衣類の 着替え等) ☆生活援助(調理、洗濯、掃除、買い物、布団干し、代筆、 朗読、話し相手等)

共同募金 旭市支会

募金をいただいた一人ひとりの温かい気持ち
に応えられるような「私達のまちの身近な地域
福祉事業」に配分していくことに努めています。

10月1日から
「赤い羽根共同募金」

12月1日から
「歳末たすけあい募金運動」



共同募金キャラクター
【愛ちゃん、希望くん】



小さな親切運動 旭市支会

「できる親切はみんなでしょう」それが
社会の習慣になるよう活動しています。
「小さな親切」実行章の推薦、作文コンクール、
その他の身近な活動等



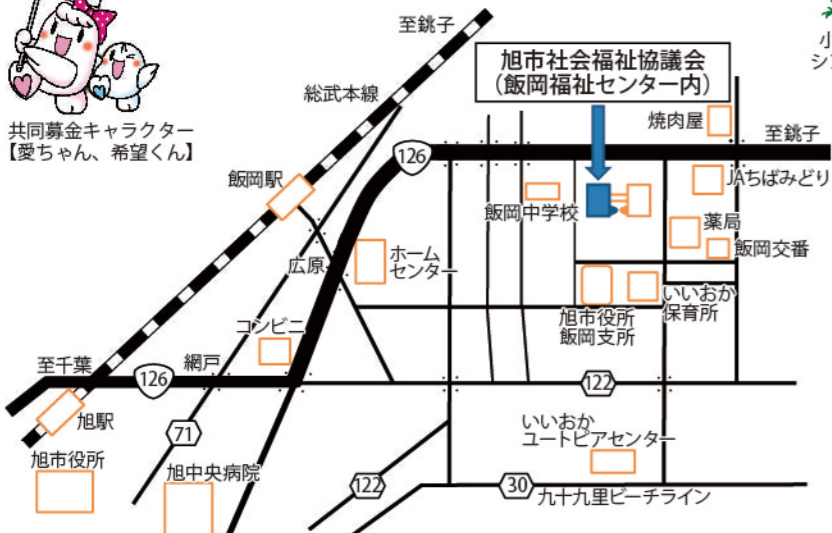
小さな親切運動
シンボルフラワー
【コスモス】



小さな親切運動
キャラクター
【ピクリオネ】



小さな親切運動
キャラクター
【チエンジェル】



〒289-2712
旭市横根3520番地
(飯岡福祉センター内)
TEL 0479-57-5577(代表)
0479-57-3133(地域生活支援室)
0479-57-2821(居宅介護支援事業)
0479-74-3433(旭市東部(海上地域・
飯岡地域)地域包括支援センター)
FAX 0479-57-2836



社会福祉協議会
シンボルマーク

社会福祉法人

旭市社会福祉協議会

<http://www.asahi-shakyo.jp/>

みんなで思いやり

支え合える

地域の福祉力

～基本理念～



旭市イメージアップキャラクター
「あさビー」



社会福祉協議会(以下、「社協」とは

地域福祉の推進を目的とした営利を目的としない民間組織です。社会福祉法に基づき、国・都道府県・市区町村単位で設置され、社会福祉関係者や行政機関などに支えられた「公共性」と、民間組織としての「自主性」の両面を兼ね備えています。

地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動を行っています。



旭市社協とは

長年住み慣れた地域社会の中で、安心して暮らし続けるためには、公的なサービスだけでは解決できない様々な福祉課題があります。旭市社協では、住み慣れた『あさひの大地』で自分らしく過ごしたいという高齢者や障がいのある方々、子どもたちの願いを込めて、『みんなで思いやり 支え合える 地域の福祉力』を基本理念に掲げ、右のような事業を展開し地域福祉の推進に取り組んでいます。

旭市社協は、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人びとと協働を通じて地域の最前線で活動しています。



学びたい・体験したい

イベント

- 障害者交流
障がいをもつ仲間との出会いの機会づくりの推進を行っています。
- おたっしや会
70歳以上ひとり暮らし高齢者の仲間づくりの場の開催をします。
- 社会福祉大会
功労のあった市民の表彰、小・中学生の福祉作文の募集と表彰、福祉に関する講演会などを実施します。
- 合同金婚式(市と共催事業)
市内居住の結婚50周年を迎えたご夫婦に対し、長寿を祝します。

福祉教育

- 福祉教育出張講座
高齢者疑似体験や車いす体験、点字体験、福祉についての講義などを行い、福祉の心を育むきっかけ作りを行います。

講座

- 男の料理教室
市内在住の男性を対象に、料理教室を開催しています。
- ボランティア講座
年に数回、ボランティア講座を開催しています。



サービスを利用したい

外出支援

- 外出支援サービス
一般の交通機関およびタクシー等の利用が困難な高齢者や障がい者の方の医療機関への送迎をしています。

入浴施設

一人でも多くの市民の健康増進を目的として「くつろぎのひと時」を過ごしていただくために管理運営をしています。



福祉用具

- 日常生活用具貸出
車いす等福祉用具の貸出(短期間)を無料で行います。
- 声の広報
ボランティアに社協だより、市の広報等をテープに録音していただき、目の不自由な方に貸し出しています。

在宅福祉サービス

- 居宅介護支援
 - 通所介護
 - 通所型サービスA
 - なごみデイサービス
 - ほのぼのヘルプサービス
- ※詳細は裏面にあります。

生活に困り相談したい

生活関係

- 日常生活自立支援(すまいる)
高齢者や障がい者に対して、福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理などの支援を行います。
- 生活福祉資金貸付
貸付により経済自立と更生意欲の助長促進を図り、安定した生活を援助します。
- 生活困窮者自立支援
生活困窮者に対して支援を行い、自立の促進を図ります。

高齢者関係

- 旭市東部地域包括支援センター(担当地域:海上地域・飯岡地域)
介護だけでなく、福祉、健康、医療などさまざまな分野から総合的な相談に応じます。

日常の困りごと

- 心配ごと相談
民生委員や学識経験者が日常生活のあらゆる相談に対応します。
第1,3水曜日:飯岡福祉センター(13:30~15:30)
第2,4水曜日:青年の家2階(10:00~12:00)(13:00~15:00)



地域福祉活動に参加したい

地区社会福祉協議会

- 身近な地域でのさまざまな交流の場づくりや支えあいの仕組みづくりを促進するため、市内に16地区社協があります。
- 地域ふれあい交流
身体の低下を予防する必要がある高齢者を対象に、地域住民との交流、閉じこもりの予防などを目的に16地区社協で実施しています。
- 地域福祉フォーラム
地域福祉の問題が多様化している中で、多くの住民が知恵を出し合い、問題解決を図る仕組みづくりです。

食品提供

- フードバンク
余剰食品の提供を呼びかけ、食品確保が困難な生活困窮者等に提供しています。

ボランティア活動

- 斡旋
ボランティアを依頼したい人とボランティア登録者・登録団体の斡旋を行います。
- 紹介・調整
ボランティアをしたい人に活動先の紹介・調整を行います。



平成26年7月 撮影

旭市社協は、市民の皆様や事業所に会員となっただき、次の各種団体から推薦された方々が役員や評議員となって、地域福祉の推進と実現を目指して運営されます。

- ☆区長会(自治会) ☆民生委員・児童委員協議会 ☆ボランティア連絡協議会 ☆地区社会福祉協議会 ☆社会福祉施設 ☆老人クラブ連合会 ☆消防団 ☆商工会
- ☆身体障害者福祉会 ☆母子寡婦福祉会 ☆心配ごと相談員 ☆ライオンズクラブ・ロータリークラブ・青年会議所 ☆保健推進委員 ☆福祉教育推進機関(校長会) ☆市の職員